

資料編



## 1 策定の経過

開催日	経過
H30.5.17 (木)	庁内部内協議 ◇策定方針について
H30.5.22 (火)	庁内関係部課長会議 ◇策定方針について
H30.5.25 (金)	三役協議 ◇策定方針について
H30.6.4 (月)	第3次地域福祉計画策定方針について (庁議決定)
H30.7月	市民意見の聴取① ◇地域福祉懇談会の開催 (市内 14カ所) ・現計画の概要及び第3次計画策定方針について ・課題についての意見交換
H30.8.28 (火)	第1回北上市地域福祉計画検討委員会 ◇策定方針について
H30.9.3 (月)	第1回北上市地域福祉計画策定委員会 ◇現計画の概要について ◇策定方針について
H30.9月～11月	市民意見の聴取② ◇地域福祉市民アンケートを実施 (対象者 1,300人) ◇グループインタビューを実施 (対象者 福祉活動団体及び利用者・団体 14団体)
H30.12.10 (月)	第2回北上市地域福祉計画検討委員会 ◇計画素案について
H30.12.19 (水)	第2回北上市地域福祉計画策定委員会 ◇計画素案について ◇今後の日程について
H31.1.10 (木)	庁内関係部課長会議 ◇計画案について
H31.2.15～2.25	パブリックコメントの募集
H31.3.8 (金)	第3回北上市地域福祉計画策定委員会 ◇パブリックコメントの募集結果等について
H31.3.25 (月)	庁議

◆北上市・社会福祉協議会合同会議

開催日	経過
H30.4.17（火）	第1回事務局会議
H30.5.8（火）	第2回事務局会議
H30.6.13（火）	第3回事務局会議
H30.8.22（水）	第4回事務局会議
H30.11.8（木）	第5回事務局会議
H30.11.20（火）	第6回事務局会議
H30.12.7（金）	第7回事務局会議
H31.2.5（火）	第8回事務局会議
H31.2.27（水）	第9回事務局会議

## 2 北上市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(平成25年6月17日告示)

(設置)

第1 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定により、北上市地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定し、その計画を推進するため、北上市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関し市長に意見を述べること。
- (2) 計画の進捗状況の検証に関すること。
- (3) その他計画の策定及び推進に関すること。

(組織)

第3 委員会は、委員20人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 福祉関係団体から推薦された者
- (3) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5 委員会に会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は、市長が招集する。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

### 3 北上市地域福祉計画策定委員会委員名簿

No.	推 薦 団 体		委員氏名
1	北上市老人クラブ連合会		高 橋 一 男
2	北上市自治組織連絡協議会		及 川 文 幸
3	北上商工会議所		小 原 美英子
4	北上青年会議所		八重樫 利 久 (前任 高 橋 宏 彰)
5	北上地区保育施設保護者会連合会		馬 場 一 輝
6	北上市PTA連合会		高 橋 隆 紀
7	北上市ボランティア連絡協議会		高 橋 みどり
8	きたかみ市各種女性団体協議会	○	小 原 澄 子
9	北上市校長会		及 川 克 弘
10	北上市障害者団体連絡会	◎	小 原 敏 弘
11	北上市民生委員児童委員協議会		佐 藤 彧 子
12	北上市社会福祉協議会福祉協力員協議会		齋 藤 重 行
13	北上市社会福祉協議会		菅 野 路 子
14	北上市老人福祉施設連絡会		高 橋 智 子
15	北上市保健推進員協議会		小野寺 育 子
16	黒沢尻北地区自治振興協議会（自主防災組織）		佐 藤 正 義
17	北上市相談員連絡協議会		佐 藤 美智子 (平成31年1月29日まで)
18	北上市地域包括支援センター運営協議会		及 川 誠
19	NPO法人くちない		菅 野 豊 志

◎は会長、○は職務代理者

## 4 第3次北上市地域福祉計画検討委員会要項

(設置)

第1 第3次北上市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するにあたり、素案を検討するため、第3次北上市地域福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、地域福祉計画素案の検討に関することとする。

(組織)

第3 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は保健福祉部長を、副委員長は保健福祉部福祉課長をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 保健福祉部長寿介護課長
- (2) 保健福祉部健康増進課長
- (3) まちづくり部地域づくり課長
- (4) 生活環境部市民課長
- (5) 都市整備部都市計画課長
- (6) 消防防災部消防防災課長
- (7) 教育委員会教育部学校教育課長
- (8) 教育委員会教育部子育て支援課長

(委員長及び副委員長)

第4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐するとともに委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第5 委員会は、委員長が招集する。

第6 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

附 則

この要項は、平成30年7月9日から施行し、第3次地域福祉計画策定終了後に、その効力を失う。

## 5 第3次北上市地域福祉計画検討委員会委員名簿

No.	種別	役職	氏名
1	委員長	保健福祉部長	石川 晴基
2	副委員長	保健福祉部福祉課長	鈴木 満幸
3	委員	保健福祉部長寿介護課長	及川 健二
4	委員	保健福祉部健康増進課長	高橋 昌弘
5	委員	まちづくり部地域づくり課長	高橋 幸世
6	委員	生活環境部市民課長	熊谷 弘昭
7	委員	都市整備部都市計画課長	阿部 英志
8	委員	消防防災部消防防災課長	佐藤 康浩
9	委員	教育委員会教育部学校教育課長	高橋 亨
10	委員	教育委員会教育部子育て支援課長	高橋 博信